利用約款

ビジネスF固定料金サービス利用約款

株式会社ジー・サーチ（以下「ジー・サーチ」という）が提供するJDreamサービス（以下「JDream」という）のビジネスF固定料金サービス（以下「本サービス」という）による利用は下記の条項によるものとする。

－ 記 －

（定 義）
第1条 以下の条文における「申込者」および「利用者」について定義する。2. 申込者とはビジネス固定料金サービスF利用申込書（以下「利用申込書」という）に記載の申込機関とする。3. 利用者とは申込者の被雇用者またはこれに準ずる者（申込者から業務委託を受けて業務を遂行する者および派遣社員を含むがこれらに限られない）とする。

（契約の成立）
第2条 申込者がビジネスF固定料金サービス利用約款（以下「本約款」という）の内容を承諾のうえ提出した本サービスの利用申込をジー・サーチが受理することにより、本サービスの利用契約（以下「本契約」という）が成立するものとする。

（提供データベース）
第3条 利用者が本約款に基づき利用できるデータベースは、JDream搭載の下記のデータベース（以下「本データベース」という）とする。ただし、MEDLINEファイルはオプション契約とする。
＊JSTPlusファイル ＊JST7580ファイル ＊JMEDPlusファイル
＊JCHEMファイル ＊JAPICDOCファイル ＊JSTChinaファイル ＊MEDLINEファイル

（サービス時間）
第4条 JDreamの提供日および提供時間は、ジー・サーチが定め別途利用者にホームページ等で案内するものとし、その変更は、ホームページ等により利用者へ事前に案内するものとする。ただし、やむを得ない事情によりJDreamを提供することが困難な場合を除く。

（遵守義務）
第5条 申込者は利用者に対し、本約款に定める条項を周知徹底しなければならない。

（IPアドレスおよびパスワードの管理）
第6条 ジー・サーチは申込者よりIPアドレス登録および変更の申請があった場合は、利用者がJDreamにアクセスできるIPアドレスの範囲を記載したIP登録票に基づき、審査の上でIPアドレスを登録する。2. IPアドレス登録を利用せずに、本約款に基づいて送付されたログインIDとパスワードを使用する申込者は、これを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外にこれらを漏洩してはならない。3. 申込者は受領したパスワードを変更したい場合は、申込者の責任において変更することができる。

（契約金額）
第7条 本サービスの年間契約金額（以下「本契約金額」という）は、ジー・サーチが別途定める算式に基づいた固定金額とする。

（利用限度額）
第8条 本約款における利用限度額は、第7条で定めた本契約金額の5倍の額とする。2. ジー・サーチは、別途定める当該年度のJDream従量料金制度により換算した申込者のデータベース利用料金（以下「実利用料金」という）を前項の算定に用いるものとする。3. 申込者の実利用料金が、第1項の利用限度額を超えた場合には、申込者はジー・サーチに追加料金を支払い本契約金額を増額することにより、追加料金の5倍の額、利用限度額を増額することができる。4. 実利用料金が、第1項の利用限度額を超え、かつ前項を行使しない場合、ジー・サーチは利用限度額に達した当月末でJDreamの提供を停止し、追加料金を請求する。 5. 実利用料金が利用限度額以下で、次年度も本サービスを継続する場合、次年度の本契約金額は当該年度の本契約金額と同額とする。 6. 実利用料金が利用限度額を超え、次年度も本サービスを継続する場合、次年度の本契約金額は当該年度の本契約金額の1．1倍とする。 7. 第3項による追加料金の支払いを行った申込者が次年度に本サービスを継続する場合、次年度の本契約金額は当該年度の本契約金額に追加料金を合算した額の1．1倍とする。

（契約金額の支払）
第9条 ジー・サーチは、本契約金額およびそれに対する消費税相当額を申込者に対して請求し、申込者は請求書に基づく金額をジー・サーチに対して請求書受領月の末日までに支払わなければならない。2. ジー・サーチは、前項に従って申込者より受領した金員を、その理由の如何を問わず返金する義務を負わない。

（免 責）
第10条 ジー・サーチは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。
(1) 申込者または利用者の得べかりし利益の損失その他の間接的ないし結果的損害
(2) 申込者または利用者の故意若しくは過失、あるいは不可抗力による損害
(3) ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、本データベースの内容の瑕疵、その他本データベース利用から申込者または利用者に生じた一切の損害
2. ジー・サーチが申込者および利用者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、第7条規定の本契約金額を超えないものとする。
3. 申込者および利用者は、ジー・サーチが本データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

（利用の制限）
第11条 申込者または利用者は、本約款に基づいて本データベースを申込者および利用者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または利用者以外の第三者に利用させてはならない。2. 申込者は、本データベースの利用において、本約款に定める事項およびジー・サーチがディスプレイ上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守し、また利用者にこれらを遵守させなければならない。

第12条 本データベースの利用は、端末機のディスプレイ上への表示またはプリンターによる印字に限るものとし、機械可読記録、その他の方法による利用を行ってはならない。2. 本データベースの出力物を印刷または機械可読記録の方法によって複製・編集を行ってはならない。

（機械可読データの利用）
第13条 第12条の定めにかかわらず、以下のデータベースについては、機械可読の形態により保存することができる。
＊JSTPlusファイル ＊JST7580ファイル ＊JMEDPlusファイル ＊JCHEMファイル
＊JSTChinaファイル
2. 機械可読の形態で保存したデータは、保存場所（利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内で、かつ申込者の占有領域内とする）において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。当該保存データのプリント回数は1回限りとし、当該保存データまたは出力したものを複製してはならない。3. 機械可読の形態で同時に保存できる文献数は、300,000件を超えてはならない。4. 機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない限りにおいて、編集する目的のために利用することができる。5. 前各号によって保存したデータの複製・再配布・ネットワーク利用を行う場合には、別途定める「提供データの保存、複製・再配布に関する規程」に従うものとする。6. 前各号によって保存したデータを、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。7. 前各号によって保存したデータを、情報解析プログラムにより情報解析を目的として利用する場合に限り、3台を上限として利用者の端末に保存することができる。8. 前各号に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。

（原文サービス）
第14条 申込者および利用者はJDreamを通じ、電子媒体化された原文を購読、閲覧することができる。2. 電子媒体化された原文の利用にあたっては、出版社等のデータ提供元が定める利用規約を遵守しなければならない。

（変更の届出）
第15条 利用申込書に記載された内容に変更が生じたときは、申込者は速やかに書面で当該変更届をジー・サーチに提出しなければならない。

（解 除）
第16条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および申込者または利用者が本約款に定める条項に違反した場合、ジー・サーチは催告をすることなく本契約を解除し当該申込者のパスワードまたはIPアドレス認証の登録を無効とすることができる。

（賠 償）
第17条 第16条によりジー・サーチが損害を被った場合には、申込者は①本契約金額の2倍または②本契約の契約日より違反が判明した日までの期間に対応した従量料金制相当の利用料金とそれに対する消費税相当額の合計額のいずれか大きい額を賠償金額としてジー・サーチに支払わなければならない。なお、ジー・サーチにさらに損害が生じている場合、ジー・サーチはかかる損害の賠償を申込者に請求することができる。

（有効期間内の解約）
第18条 申込者は、ジー・サーチに対して1か月前までに書面で事前通知をすることにより本契約を解除することができる。この場合であってもジー・サーチは申込者に対して、受領した本契約金額を返金する義務を負わない。

（利用約款の変更・改定）
第19条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加し改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間をおいて、JDreamサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが、一定の予告期間をおいて周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、いずれかの利用者が本サービスを受けた場合は、申込者は当該変更・改定を承認したものとみなす。

（有効期間）
第20条 本契約の有効期間は、契約開始日よりその年度末（3月31日）までとする。 2. 前項の有効期間満了の1か月前迄に、双方いずれからも本サービスを終結する別段の意思表示が書面によって通告されない限り、更に 1年間自動的に本サービスを継続するものとする。 3. 前項により本サービスを継続する場合、次年度の本契約金額は第8条に定めるものとする。4. 年度内および次年度も本サービスを継続する場合は、引き続き本約款が適用されるものとする。

（管轄裁判所）
第21条 本約款に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

附則
1. この利用約款は2016年8月10日から改定実施します。

ビジネス12／ビジネス36固定料金サービス利用約款

株式会社ジー・サーチ（以下「ジー・サーチ」という）が提供するJDreamサービス（以下「JDream」という）のビジネス12固定料金サービス／ビジネス36固定料金サービス（以下「本サービス」という）による利用は下記の条項によるものとする。

－ 記 －

（定 義）
第1条 以下の条文における「申込者」および「利用者」について定義する。2．申込者とはビジネス12／ビジネス36固定料金サービス利用申込書（以下「利用申込書」という）に記載の申込機関とする。3．利用者とは申込者の被雇用者またはこれに準ずる者（申込者から業務委託を受けて申込者の就業場所において業務を遂行する者および申込者の就業場所における派遣社員を含むがこれらに限られない）とする。

（契約の成立）
第2条 申込者がビジネス12、ビジネス36固定料金サービス利用約款（以下「本約款」という）の内容を承諾のうえ提出した本サービスの利用申込をジー・サーチが受理することにより、本サービスの利用契約（以下「本契約」という）が成立するものとする。

（提供データベース）
第3条 利用者が本約款に基づき利用できるデータベースは、JDream搭載の下記のデータベース（以下「本データベース」という）とする。ただし、MEDLINEファイルはオプション契約とする。
＊JSTPlusファイル ＊JST7580ファイル ＊JMEDPlusファイル
＊JCHEMファイル ＊JAPICDOCファイル ＊JSTChinaファイル
＊MEDLINEファイル

（サービス時間）
第4条 JDreamの提供日および提供時間は、ジー・サーチが定め別途利用者にホームページ等で案内するものとし、その変更は、ホームページ等により利用者へ事前に案内するものとする。ただし、やむを得ない事情によりJDreamを提供することが困難な場合を除く。

（遵守義務）
第5条 申込者は利用者に対し、本約款に定める条項を周知徹底しなければならない。

（IPアドレスおよびパスワードの管理）
第6条 ジー・サーチは申込者よりIPアドレス登録および変更の申請があった場合は、利用者がJDreamにアクセスできるIPアドレスの範囲を記載したIP登録票に基づき、審査の上でIPアドレスを登録する。
2．IPアドレス登録を利用せずに、本約款に基づいて送付されたログインIDとパスワードを使用する申込者は、これを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外にこれらを漏洩してはならない。3．申込者は受領したパスワードを変更したい場合は、申込者の責任において変更することができる。

（契約金額）
第7条 本サービスの年間契約金額（以下「本契約金額」という）は、ジー・サーチが、別途定める固定料金とする。2．本データベースの年間実利用量を従量料金制の料金に換算した額が、別途定める固定料金の金額の3倍の利用限度額を超えた場合、ジー・サーチは利用限度額に達した当月末でJDreamの提供を停止し、追加料金を請求する。契約金額を追加した場合の利用限度額は、追加金額の3倍とする。3．前項の停止月以降に継続して利用を希望する利用者は、ジー・サーチに継続利用申込書を提出しなければならない。

（契約金額の支払）
第8条 ジー・サーチは、本契約金額およびそれに対する消費税相当額を申込者に対して請求し、申込者は請求書に基づく金額をジー・サーチに対して請求書受領月の末日までに支払わなければならない。2．ジー・サーチは、前項に従って申込者より受領した金員を、その理由の如何を問わず返金する義務を負わない。

（免 責）
第9条 ジー・サーチは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。
(1) 申込者または利用者の得べかりし利益の損失その他の間接的ないし結果的損害
(2) 申込者または利用者の故意若しくは過失、あるいは不可抗力による損害
(3) ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、本データベースの内容の瑕疵、その他本データベース利用から申込者または利用者に生じた一切の損害
2．ジー・サーチが申込者および利用者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、第7条規定の本契約金額を超えないものとする。
3．申込者および利用者は、ジー・サーチが提供データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

（利用の制限）
第10条 申込者または利用者は、本約款に基づいて本データベースを申込者および利用者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または利用者以外の第三者に利用させてはならない。2．申込者は、本データベースの利用において、本約款に定める事項およびジー・サーチがディスプレイスクリーン上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守し、また利用者にこれらを遵守させなければならない。

第11条 本データベースの利用は、端末機のディスプレイスクリーン上への表示またはプリンターによる印字に限るものとし、機械可読記録、その他の方法による利用を行ってはならない。2．本データベースの出力物を印刷または機械可読記録の方法によって複製・編集を行ってはならない。

（機械可読データの利用）
第12条 第11条の定めにかかわらず、以下のデータベースについては、機械可読の形態により保存することができる。
＊JSTPlusファイル ＊JST7580ファイル ＊JMEDPlusファイル ＊ JCHEMファイル
＊JSTChinaファイル
2．機械可読の形態で保存したデータは、保存場所（利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内で、かつ申込者の占有領域内とする）において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。当該保存データのプリント回数は1回限りとし、当該保存データまたは出力したものを複製してはならない。3．機械可読の形態で同時に保存できる文献数は、300,000件を超えてはならない。4．機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない限りにおいて、編集する目的のために利用することができる。5．前各号によって保存したデータの複製・再配布・ネットワーク利用を行う場合には、別途定める「提供データの保存、複製・再配布に関する規程」に従うものとする。6．前各号によって保存したデータを、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。7．前各号によって保存したデータを、情報解析プログラムにより情報解析を目的として利用する場合に限り、3台を上限として利用者の端末に保存することができる。8．前各号に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。

（原文サービス）
第13条 申込者および利用者はJDreamを通じ、電子媒体化された原文を購読、閲覧することができる。2．電子媒体化された原文の利用にあたっては、出版社等のデータ提供元が定める利用規約を遵守しなければならない。

（変更の届出）
第14条 利用申込書に記載された内容に変更が生じたときは、申込者は速やかに書面で当該変更届をジー・サーチに提出しなければならない。

（解 除）
第15条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および申込者または利用者が本約款に定める条項に違反した場合、ジー・サーチは催告をすることなく本契約を解除し当該申込者のパスワードまたはIPアドレス認証の登録を無効とすることができる。

（賠 償）
第16条 第15条によりジー・サーチが損害を被った場合には、申込者は①本契約金額の2倍または②本契約の契約日より違反が判明した日までの期間に対応した従量料金制相当の利用料金とそれに対する消費税相当額の合計額のいずれか大きい額を賠償金額としてジー・サーチに支払わなければならない。なお、ジー・サーチにさらに損害が生じている場合、ジー・サーチはかかる損害の賠償を申込者に請求することができる。

（有効期間内の解約）
第17条 申込者は、ジー・サーチに対して1か月前までに書面で事前通知をすることにより本契約を解除することができる。この場合であってもジー・サーチは申込者に対して、受領した本契約金額を返金する義務を負わない。

（利用約款の変更・改定）
第18条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加し改定することができる。2．前号による変更・改定は、一定の予告期間をおいて、JDreamサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3．ジー・サーチが、一定の予告期間をおいて周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、いずれかの利用者が本サービスを受けた場合は、申込者は当該変更・改定を承認したものとみなす。

（有効期間）
第19条 本契約の有効期間は、契約開始日よりその年度末（3月31日）までとする。 2．期間満了の1か月前迄に、双方いずれからも本サービスを終結する別段の意思表示が書面によって通告されない限り、更に 1年間自動的に本サービスを継続するものとする。 3．年度内および次年度も本サービスを継続する場合は、引き続き本約款が適用されるものとする。

（管轄裁判所）
第20条 本約款に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

附則
1．この利用約款は2015年12月25日から改定実施します。

学術F固定料金サービス利用約款

株式会社ジー・サーチ（以下「ジー・サーチ」という）が提供するJDreamサービス（以下「JDream」という）の学術F固定料金サービス（以下「本サービス」という）による利用は下記の条項によるものとする。

－ 記 －

（定 義）
第1条 以下の条文における「申込者」および「利用者」について定義する。2．申込者とは学術F固定料金サービス利用申込書（以下「利用申込書」という）に記載の申込機関とする。3．利用者とは申込者である教育機関または国公立試験研究機関の利用申込書記載の契約単位に所属する被雇用者またはこれに準ずる者（申込者から業務委託を受けて申込者の就業場所において業務を遂行する者および申込者の就業場所における派遣社員を含むがこれらに限られない）および学生とする。

（契約の成立）
第2条 申込者が学術F固定料金サービス利用約款（以下「本約款」という）の内容を承諾のうえ提出した本サービスの利用申込をジー・サーチが受理することにより、本サービスの利用契約（以下「本契約」という）が成立するものとする。

（提供データベース）
第3条 利用者が本約款に基づき利用できるデータベース（以下「本データベース」という）は、利用申込書に記載された契約単位により、JDream搭載の下記のデータベースのすべてまたはいずれかとする。
＊JSTPlusファイル ＊JST7580ファイル ＊JMEDPlusファイル
＊JCHEMファイル ＊JSTChinaファイル ＊MEDLINEファイル

（サービス時間）
第4条 JDreamの提供日および提供時間は、ジー・サーチが定め別途利用者にホームページ等で案内するものとし、その変更は、ホームページ等により利用者へ事前に案内するものとする。ただし、やむを得ない事情によりJDreamを提供することが困難な場合を除く。

（遵守義務）
第5条 申込者は利用者に対し、本約款に定める条項を周知徹底しなければならない。

（IPアドレスおよびパスワードの管理）
第6条 ジー・サーチは申込者よりIPアドレス登録および変更の申請があった場合は、利用者がJDreamにアクセスできるIPアドレスの範囲を記載したIP登録票に基づき、審査の上でIPアドレスを登録する。 2．IPアドレス登録を利用せずに、本約款に基づいて送付されたログインIDとパスワードを使用する申込者は、これを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外に、これを漏洩してはならない。3．申込者は受領したパスワードを変更したい場合は、申込者の責任において変更することができる。

（契約金額）
第7条 本サービスの年間契約金額（以下「本契約金額」という）は、ジー・サーチが、別途定める算定方式による固定料金とする。

（次年度の契約金額）
第8条 ジー・サーチは、別途定める当該年度のJDream従量料金制度により換算した申込者のデータベース利用料金（以下「実利用料金」という）を次年度契約金額の算定に用いるものとする。 2．申込者の実利用料金が、第7条で定めた本契約金額の5倍を超過せず次年度も本サービスを継続する場合、次年度の本契約金額は当該年度の本契約金額と同額とする。 3．申込者の実利用料金が本契約金額の5倍を超過し次年度も本サービスを継続する場合、次年度の本契約金額は、当該年度の本契約金額の1．1倍とする。

（契約金額の支払）
第9条 ジー・サーチは、本契約金額およびそれに対する消費税相当額を申込者に対して請求し、申込者は請求書に基づく金額をジー・サーチに対して請求書受領月の末日までに支払わなければならない。2．ジー・サーチは、前項に従って申込者より受領した金員を、その理由の如何を問わず返金する義務を負わない。

（免 責）
第10条 ジー・サーチは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。
(1) 申込者または利用者の得べかりし利益の損失その他の間接的ないし結果的損害
(2) 申込者または利用者の故意若しくは過失、あるいは不可抗力による損害
(3) ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、本データベースの内容の瑕疵、その他、本データベース利用から申込者または利用者に生じた一切の損害
2．ジー・サーチが申込者および利用者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、第7条規定の本契約金額を超えないものとする。
3．申込者および利用者は、ジー・サーチが提供データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

（利用の制限）
第11条 申込者または利用者は、本約款に基づいて本データベースを申込者および利用者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または利用者以外の第三者に利用させてはならない。 2．申込者は、本データベースの利用において、本約款に定める事項およびジー・サーチがディスプレイスクリーン上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守し、また利用者にこれらを遵守させなければならない。 3．申込者は、学生等の教育を目的とした検索実習等の授業で本データベースを使用する場合には、ジー・サーチに事前に申請し、書面による許可を得なければならない。

第12条 本データベースの利用は、端末機のディスプレイスクリーン上への表示またはプリンターによる印字に限るものとし、機械可読記録、その他の方法による利用を行ってはならない。2．本データベースの出力物を印刷または機械可読記録の方法によって複製・編集を行ってはならない。

（機械可読データの利用）
第13条 第12条の定めにかかわらず、以下のデータベースについては、機械可読の形態により保存することができる。
＊JSTPlusファイル ＊JST7580ファイル ＊JMEDPlusファイル
＊JCHEMファイル＊JSTChinaファイル
2．機械可読の形態で保存したデータは、保存場所（利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内で、かつ申込者の占有領域内とする）において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。当該保存データのプリント回数は1回限りとし、当該保存データまたは出力したものを複製してはならない。3．機械可読の形態で同時に保存できる文献数は各データベースごとに50,000件を超えてはならない。4．機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない限りにおいて、編集する目的のために利用することができる。5．前各号によって保存したデータを、さらに加工または改変し、再利用してはならない。また、電気計算機による情報解析用データ、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。 6．前各号に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。

（原文サービス）
第14条 申込者および利用者はJDreamを通じ、電子媒体化された原文を購読、閲覧することができる。2．電子媒体化された原文の利用にあたっては、出版社等のデータ提供元が定める利用規約を遵守しなければならない。

（変更の届出）
第15条 利用申込書に記載された内容に変更が生じたときは、申込者は速やかに書面で当該変更届をジー・サーチに提出しなければならない。

（解 除）
第16条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および申込者または利用者が本約款に定める条項に違反した場合、ジー・サーチは催告をすることなく本契約を解除し当該申込者のパスワードまたはIPアドレス認証の登録を無効とすることができる。

（賠 償）
第17条 第16条によりジー・サーチが損害を被った場合には、申込者は①本契約金額の2倍または②本契約の契約日より違反が判明した日までの期間に対応した従量料金制相当の利用料金とそれに対する消費税相当額の合計額のいずれか大きい額を賠償金額としてジー・サーチに支払わなければならない。なお、ジー・サーチにさらに損害が生じている場合、ジー・サーチはかかる損害の賠償を申込者に請求することができる。

（有効期間内の解約）
第18条 申込者は、ジー・サーチに対して1か月前までに書面で事前通知をすることにより本契約を解除することができる。この場合であってもジー・サーチは申込者に対して、受領した本契約金額を返金する義務を負わない。

（利用約款の変更・改定）
第19条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加し改定することができる。2．前号による変更・改定は、一定の予告期間をおいて、JDreamサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。 3．ジー・サーチが、一定の予告期間をおいて周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、いずれかの利用者が本サービスを受けた場合は、申込者は当該変更・改定を承認したものとみなす。

（有効期間）
第20条 本契約の有効期間は、契約開始日よりその年度末（3月31日）までとする。

（管轄裁判所）
第21条 本約款に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

附則
1．この利用約款は2013年4月1日から実施します。

学術F複数年度固定料金サービス利用約款

株式会社ジー・サーチ（以下「ジー・サーチ」という）が提供するJDreamサービス（以下「JDream」という）の学術F複数年度固定料金サービス（以下「本サービス」という）による利用は下記の条項によるものとする。

－ 記 －

（定 義）
第1条 以下の条文における「申込者」および「利用者」について定義する。2. 申込者とは学術F複数年度固定料金サービス利用申込書（以下「利用申込書」という）に記載の申込機関とする。3. 利用者とは申込者である教育機関の利用申込書記載の契約単位に所属する被雇用者またはこれに準ずる者（申込者から業務委託を受けて申込者の就業場所において業務を遂行する者および申込者の就業場所における派遣社員を含むがこれらに限られない）および学生とする。

（契約の成立）
第2条 申込者が学術F複数年度固定料金サービス利用約款（以下「本約款」という）の内容を承諾のうえ提出した本サービスの利用申込をジー・サーチが受理することにより、本サービスの利用契約（以下「本契約」という）が成立するものとする。

（提供データベース）
第3条 利用者が本約款に基づき利用できるデータベース（以下「本データベース」という）は、利用申込書に記載された契約単位により、JDream搭載の下記のデータベースのすべてまたはいずれかとする。
＊JSTPlusファイル ＊JST7580ファイル ＊JMEDPlusファイル
＊JCHEMファイル ＊JSTChinaファイル ＊MEDLINEファイル

（サービス時間）
第4条 JDreamの提供日および提供時間は、ジー・サーチが定め別途利用者にホームページ等で案内するものとし、その変更は、ホームページ等により利用者へ事前に案内するものとする。ただし、やむを得ない事情によりJDreamを提供することが困難な場合を除く。

（遵守義務）
第5条 申込者は利用者に対し、本約款に定める条項を周知徹底しなければならない。

（IPアドレスおよびパスワードの管理）
第6条 ジー・サーチは申込者よりIPアドレス登録および変更の申請があった場合は、利用者がJDreamにアクセスできるIPアドレスの範囲を記載したIP登録票に基づき、審査の上でIPアドレスを登録する。 2. IPアドレス登録を利用せずに、本約款に基づいて送付されたログインIDとパスワードを使用する申込者は、これを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外に、これを漏洩してはならない。3. 申込者は受領したパスワードを変更したい場合は、申込者の責任において変更することができる。

（契約金額）
第7条 本サービスの年間契約金額（以下「本契約金額」という）は、ジー・サーチが、別途定める算定方式による固定料金とする。

（契約金額の支払）
第8条 ジー・サーチは、本契約金額およびそれに対する消費税相当額を申込者に対して請求し、申込者は請求書に基づく金額をジー・サーチに対して請求書受領月の末日までに支払わなければならない。2. ジー・サーチは、前項に従って申込者より受領した金員を、その理由の如何を問わず返金する義務を負わない。

（有効期限）
第9条 本契約の有効期間は、契約開始日より2018年3月31日までとする。

（免 責）
第10条 ジー・サーチは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。
(1) 申込者または利用者の得べかりし利益の損失その他の間接的ないし結果的損害
(2) 申込者または利用者の故意若しくは過失、あるいは不可抗力による損害
(3) ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、本データベースの内容の瑕疵、その他、本データベース利用から申込者または利用者に生じた一切の損害
2. ジー・サーチが申込者および利用者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、第7条規定の本契約金額を超えないものとする。
3. 申込者および利用者は、ジー・サーチが提供データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

（利用の制限）
第11条 申込者または利用者は、本約款に基づいて本データベースを申込者および利用者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または利用者以外の第三者に利用させてはならない。 2. 申込者は、本データベースの利用において、本約款に定める事項およびジー・サーチがディスプレイスクリーン上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守し、また利用者にこれらを遵守させなければならない。 3. 申込者は、学生等の教育を目的とした検索実習等の授業で本データベースを使用する場合には、ジー・サーチに事前に申請し、書面による許可を得なければならない。

第12条 本データベースの利用は、端末機のディスプレイスクリーン上への表示またはプリンターによる印字に限るものとし、機械可読記録、その他の方法による利用を行ってはならない。2. 本データベースの出力物を印刷または機械可読記録の方法によって複製・編集を行ってはならない。

（機械可読データの利用）
第13条 第12条の定めにかかわらず、以下のデータベースについては、機械可読の形態により保存することができる。
＊JSTPlusファイル ＊JST7580ファイル ＊JMEDPlusファイル
＊JCHEMファイル＊JSTChinaファイル
2. 機械可読の形態で保存したデータは、保存場所（利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内で、かつ申込者の占有領域内とする）において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。当該保存データのプリント回数は1回限りとし、当該保存データまたは出力したものを複製してはならない。3. 機械可読の形態で同時に保存できる文献数は各データベースごとに50,000件を超えてはならない。4. 機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない限りにおいて、編集する目的のために利用することができる。5. 前各号によって保存したデータを、さらに加工または改変し、再利用してはならない。また、電気計算機による情報解析用データ、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。 6. 前各号に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。

（原文サービス）
第14条 申込者および利用者はJDreamを通じ、電子媒体化された原文を購読、閲覧することができる。2. 電子媒体化された原文の利用にあたっては、出版社等のデータ提供元が定める利用規約を遵守しなければならない。

（変更の届出）
第15条 利用申込書に記載された内容に変更が生じたときは、申込者は速やかに書面で当該変更届をジー・サーチに提出しなければならない。

（解 除）
第16条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および申込者または利用者が本約款に定める条項に違反した場合、ジー・サーチは催告をすることなく本契約を解除し当該申込者のパスワードまたはIPアドレス認証の登録を無効とすることができる。 2. 申込者は原則として本契約有効期間内に本契約の解除（契約代理店の変更を含む）をすることはできない。ただし、毎年度終了日（3月末日）の30日以上前に書面を以てジー・サーチにその旨を通知した場合は、当該年度を以て本契約を解除できるものとするが、次の各号が適用される。
(1)本契約解除後に学術F複数年度固定料金サービス利用契約を再度締結することはできない。
(2)ジー・サーチは、申込者に対して当該年度に受領すべき請求額を返金する義務を負わず、また、申込者は、ジー・サーチに対する当該年度請求額の差額残金がある場合、当該差額残金を納入する義務を免れない。
(3)ジー・サーチは、契約解除の違約金として5万円を第8条第1項の方法を以て請求を行う。
(4) 申込者は、請求書に基づく金額をジー・サーチに対して請求書受領月の末日までに支払わなければならない。

（賠 償）
第17条 第16条によりジー・サーチが損害を被った場合には、申込者は①本契約金額の2倍または②本契約の契約日より違反が判明した日までの期間に対応した従量料金制相当の利用料金とそれに対する消費税相当額の合計額のいずれか大きい額を賠償金額としてジー・サーチに支払わなければならない。なお、ジー・サーチにさらに損害が生じている場合、ジー・サーチはかかる損害の賠償を申込者に請求することができる。

（利用約款の変更・改定）
第18条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加し改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間をおいて、JDreamサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。 3. ジー・サーチが、一定の予告期間をおいて周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、いずれかの利用者が本サービスを受けた場合は、申込者は当該変更・改定を承認したものとみなす。

（管轄裁判所）
第21条 本約款に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

附則
1. この利用約款は2014年9月12日から実施します。

医療機関／図書館固定料金サービス利用約款

株式会社ジー・サーチ（以下「JST」という）が提供するJDreamサービス（以下「JDream」という）の医療機関／図書館固定料金サービス（以下「本サービス」という）による利用は下記の条項によるものとする。

－記－

（定 義）
第1条 以下の条文における「申込者」および「利用者」について定義する。2. 申込者とは医療機関／図書館固定料金サービス利用申込書（以下「利用申込書」という）に記載の申込機関とする。3. 利用者とは次のいずれかとする
・ 申込者である病院の被雇用者またはこれに準ずる者（申込者から業務委託を受けて申込者の就業場所において業務を遂行する者および申込者の就業場所における派遣社員を含むがこれらに限られない）とする。
・申込者が公立図書館である場合は、来館者も含める。

（契約の成立）
第2条 申込者が医療機関／図書館固定料金サービス利用約款（以下「本約款」という）の内容を承諾のうえ提出した本サービスの利用申込をジー・サーチが受理することにより、本サービスの利用契約（以下「本契約」という）が成立するものとする。

（提供データベース）
第3条 利用者が本約款に基づき利用できるデータベース（以下「本データベース」という）は、利用申込書に記載された契約単位により、JDream搭載の下記のデータベースのすべてまたはいずれかとする。
＊JSTPlusファイル ＊JST7580ファイル ＊JMEDPlusファイル
＊JCHEMファイル ＊JSTChinaファイル ＊MEDLINEファイル

（サービス時間）
第4条 JDreamの提供日および提供時間は、ジー・サーチが定め別途利用者にホームページ等で案内するものとし、その変更は、ホームページ等により利用者へ事前に案内するものとする。ただし、やむを得ない事情によりJDreamを提供することが困難な場合を除く。

（遵守義務）
第5条 申込者は利用者に対し、本約款に定める条項を周知徹底しなければならない。

（IPアドレスおよびパスワードの管理）
第6条 ジー・サーチは申込者よりIPアドレス登録および変更の申請があった場合は、利用者がJDreamにアクセスできるIPアドレスの範囲を記載したIP登録票に基づき、審査の上でIPアドレスを登録する。2. IPアドレス登録を利用せずに、本約款に基づいて送付されたログインIDとパスワードを使用する申込者は、これを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外に、これを漏洩してはならない。3. 申込者は受領したパスワードを変更したい場合は、申込者の責任において変更することができる。

（契約金額）
第7条 本サービスの年間契約金額（以下「本契約金額」という）は、ジー・サーチが、別途定める算定方式による固定料金とする。

（契約金額の支払）
第8条 ジー・サーチは、本契約金額およびそれに対する消費税相当額を申込者に対して請求し、申込者は請求書に基づく金額をジー・サーチまたは代理店に対して請求書受領月の末日までに支払わなければならない。2. ジー・サーチは、前項に従って申込者より受領した金員を、その理由の如何を問わず返金する義務を負わない。

（免 責）
第9条 ジー・サーチは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。
(1) 申込者または利用者の得べかりし利益の損失その他の間接的ないし結果的損害
(2) 申込者または利用者の故意若しくは過失、あるいは不可抗力による損害
(3) ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、本データベースの内容の瑕疵、その他、本データベース利用から申込者または利用者に生じた一切の損害
2. ジー・サーチが申込者および利用者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、第7条規定の本契約金額を超えないものとする。
3. 申込者および利用者は、ジー・サーチが提供データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

（利用の制限）
第10条 申込者または利用者は、本約款に基づいて本データベースを申込者および利用者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または利用者以外の第三者に利用させてはならない。2. 申込者は、本データベースの利用において、本約款に定める事項およびジー・サーチがディスプレイスクリーン上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守し、また利用者にこれらを遵守させなければならない。3. 申込者は、学生等の教育を目的とした検索実習等の授業で本データベースを使用する場合には、ジー・サーチに事前に申請し、書面による許可を得なければならない。

（利用の制限）
第11条 申込者が公立図書館である場合、前条に加えて、以下の各項を遵守すること。
2. 次の各号の内容を利用者に遵守させる仕組みを構築又は広報すること。
(1) 来館者が利用申請することによりJDreamが利用できる仕組みを設けていること。
(2) 来館者に対して、パソコンのFD、CD-R等の記憶媒体を使って検索結果データの保存をさせないような仕組みを設けること。またメール等で検索結果データを送信させないこと。
(3) 来館者が検索結果を持ち帰る際は、紙媒体に限定し、申込者は印刷枚数の制限を行うこと。
3. 利用場所は図書館内に限るものとする。4. JDreamへの接続について、来館者等の外部に、ログインID及びパスワードを持ち出しされない仕組みを、構築すること。
5. 特定の来館者がJDreamの利用を専有する状況が連続して発生した場合、利用時間・利用回数の制限などのルールを定めること。
第12条 本データベースの利用は、端末機のディスプレイスクリーン上への表示またはプリンターによる印字に限るものとし、機械可読記録、その他の方法による利用を行ってはならない。2. 本データベースの出力物を印刷または機械可読記録の方法によって複製・編集を行ってはならない。

（機械可読データの利用）
第13条 第12条の定めにかかわらず、以下のデータベースについては、機械可読の形態により保存することができる。
＊JSTPlusファイル ＊JST7580ファイル ＊JMEDPlusファイル
＊JCHEMファイル ＊JSTChinaファイル
2. 機械可読の形態で保存したデータは、保存場所（利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内で、かつ申込者の占有領域内とする）において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。当該保存データのプリント回数は1回限りとし、当該保存データまたは出力したものを複製してはならない。3. 機械可読の形態で同時に保存できる文献数は各データベースごとに50,000件を超えてはならない。4. 機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない限りにおいて、編集する目的のために利用することができる。5. 前各号によって保存したデータを、さらに加工または改変し、再利用してはならない。また、電気計算機による情報解析用データ、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。6. 前各号に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。

（原文サービス）
第14条 申込者および利用者はJDreamを通じ、電子媒体化された原文を購読、閲覧することができる。2. 電子媒体化された原文の利用にあたっては、出版社等のデータ提供元が定める利用規約を遵守しなければならない。

（変更の届出）
第15条 利用申込書に記載された内容に変更が生じたときは、申込者は速やかに書面で当該変更届をジー・サーチに提出しなければならない。

（解 除）
第16条 利用申込書に記載された内容に虚偽の申請が判明し、若しくは記載された事項に変更があったにも拘わらず、これを遅滞なくジー・サーチに通知しなかった場合、および申込者または利用者が本約款に定める条項に違反した場合、ジー・サーチは催告をすることなく本契約を解除し当該申込者のパスワードまたはIPアドレス認証の登録を無効とすることができる。

（賠 償）
第17条 第16条によりジー・サーチが損害を被った場合には、申込者は①本契約金額の2倍または②本契約の契約日より違反が判明した日までの期間に対応した従量料金制相当の利用料金とそれに対する消費税相当額の合計額のいずれか大きい額を賠償金額としてジー・サーチに支払わなければならない。なお、ジー・サーチにさらに損害が生じている場合、ジー・サーチはかかる損害の賠償を申込者に請求することができる。

（有効期間内の解約）
第18条 申込者は、ジー・サーチに対して1か月前までに書面で事前通知をすることにより本契約を解除することができる。この場合であってもジー・サーチは申込者に対して、受領した本契約金額を返金する義務を負わない。

（利用約款の変更・改定）
第19条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加し改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間をおいて、JDreamサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが、一定の予告期間をおいて周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、いずれかの利用者が本サービスを受けた場合は、申込者は当該変更・改定を承認したものとみなす。

（有効期間）
第20条 本契約の有効期間は、契約日よりその年度末（3月31日）までとする。

（管轄裁判所）
第21条 本約款に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

附則
1. この利用約款は2013年4月1日から実施します。

従量料金制サービス利用約款

株式会社ジー・サーチ（以下「ジー・サーチ」という）が提供するJDreamサービス（以下「JDream」という）の従量料金制サービス（以下「本サービス」という）による利用は下記の条項によるものとする。

－記－

（定義）
第1条 以下の条文における「申込者」および「利用者」について定義する。2. 申込者とは従量料金制サービス利用申込書（以下「利用申込書」という）に記載の申込機関とする。3. 利用者とは、申込者が企業である場合にはその被雇用者またはこれに準ずる者（申込者から業務委託を受けて申込者の就業場所において業務を遂行する者および申込者の就業場所における派遣社員を含むがこれらに限られない）、ならびに申込者が大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関である場合にはその被雇用者またはこれに準じる者（申込者から業務委託を受けて申込者の就業場所において業務を遂行する者および申込者の就業場所における派遣社員を含むがこれらに限られない）、および学生とする。

(契約の成立)
第2条 申込者が従量料金制サービス利用約款（以下「本約款」という）の内容を承諾のうえ提出した本サービスの利用申込をジー・サーチが受理することにより、本サービスの利用契約（以下「本契約」という）が成立するものとする。

（提供データベース）
第3条 利用者が本約款に基づき利用できるデータベースは、ジー・サーチが定め別途申込者に提供するサービス料金表に指定するファイルとし、ファイルの追加、削除または修正については、申込者への事前通知により行うことができる。

（サービス時間）
第4条 JDreamの提供日および提供時間は、ジー・サーチが定め別途利用者にホームページ等で案内するものとし、その変更は、ホームページ等により利用者へ事前に案内するものとする。ただし、やむを得ない事情によりJDreamを提供することが困難な場合を除く。

（遵守義務）
第5条 申込者は利用者に対し、本約款に定める条項を周知徹底しなければならない。
（パスワード発行およびIPアドレス登録）
第6条 ジー・サーチは申込者に対してログインIDとパスワードの発行、または申込者のIPアドレスの登録を行う。2. 申込者は受領したパスワードを変更したい場合は申込者の責任において変更することができる。3. ジー・サーチは申込者よりIPアドレス認証の申請があった場合は、利用者がJDreamにアクセスできるIPアドレスの範囲を記載したIP登録票に基づき、審査の上でIPアドレスを登録する。
4. 申込者はログインIDとパスワードによるJDream利用の料金、または申請し登録されたIPアドレスからのJDream利用の料金については、すべての支払責任を負う。

（提供料金）
第7条 JDream利用料は、ジー・サーチが定め別途申込者に提供するサービス料金表に定める従量料金制の料金とし、その変更は、申込者への事前通知により行うことができる。

（申込者への事前通知）
第8条 第3条および第7条に定める申込者への事前通知は、遅くとも20日前までに通知すべく、ジー・サーチは最大限の努力をする。2. 変更後に申込者またはいずれかの利用者が本サービスを受けた場合は、申込者は当該変更を承認したものとみなす。

（利用料金の請求および支払）
第9条 ジー・サーチは、第7条に基づき、JDream利用料を暦月ごとに合計し、申込者に請求する。2. ジー・サーチは、前項に定める利用料のほか、当該料金に法令所定の消費税率を乗じ、円位未満を切り捨てて得た金額をあわせて申込者に請求する。3. 申込者は、当該利用料および第2項に定める金額を、その請求書受領月の末日までにジー・サーチに支払わなければならない。

（JDream障害に対する措置）
第10条 JDreamが通信回線の障害その他ジー・サーチの責に帰することのできない事由による場合を除くシステム障害によって中断した場合、ジー・サーチは、その回復に最善の措置を講ずる。ただし、上記障害に起因する申込者および利用者の損害については、中断された質問にかかる利用料を無料とすることを除き、ジー・サーチは一切の責を負わない。

（免 責）
第11条 ジー・サーチは、本約款の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。
(1)申込者または利用者の得べかりし利益の損失その他の間接的ないし結果的損害
(2)申込者または利用者の故意または過失、あるいは不可抗力による損害
(3)ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、提供データベースの内容の瑕疵、その他JDream利用から申込者または利用者に生じた一切の損害
2. ジー・サーチが申込者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、当該損害の原因となった利用の行われた月の直前3か月分の利用料金合計額を超えないものとする。3. 申込者は、ジー・サーチが提供データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について、明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

（利用の制限）
第12条 JDreamは、申込者または利用者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または利用者以外の第三者に利用させてはならない。
2. 申込者は、JDream利用において、本約款に定める事項ならびにジー・サーチが利用者にディスプレイスクリーン上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守し、また利用者にこれらを遵守させなければならない。

第13条 JDreamの利用は、端末機のディスプレイスクリーン上への表示またはプリンターによる印字に限るものとし、機械可読記録、その他の方法による利用を行ってはならない。
2. 出力物を印刷または機械可読記録の方法によって複製・編集してはならない。

（機械可読データの利用）
第14条 第13条の定めにかかわらず、以下のデータベースの検索結果（JDreamから機械可読の形態で提供されたユーザSDI回答、検索回答のダウンロードを含む）については、機械可読の形態により保存することができる。
＊JSTPlusファイル ＊JST7580ファイル ＊JMEDPlusファイル
＊JCHEMファイル ＊JSTChinaファイル
2. 機械可読の形態で保存したデータは、保存場所（利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内でかつ、申込者の占有領域内とする）において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。当該保存データのプリント回数は1回限りとし、当該保存データまたは出力したものを複製してはならない。3. 機械可読の形態で同時に保存できる文献数は、300,000件を超えてはならない。4. 機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない限りにおいて、編集する目的のために利用することができる。5. 前各号によって保存したデータの複製・再配布・ネットワーク利用を行う場合には、別途定める「提供データの保存、複製・再配布に関する規程」に従うものとする。6. 前各号によって保存したデータを、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。7. 前各号によって保存したデータを、情報解析プログラムにより情報解析を目的として利用する場合に限り、3台を上限として利用者の端末に保存することができる。8. 前各号に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。

（情報仲介者による利用）
第15条「情報仲介者」とは、申込者以外の機関あるいは利用者以外の個人（以下、まとめて「顧客」という）から依頼を受けた調査テーマに基づいて検索を代行し、顧客にJDreamの検索結果を提供する業務を行う申込者および利用者をいう。2. 情報仲介者は、JDreamの検索結果（機械可読の形態で提供されたユーザSDI検索結果、検索結果のダウンロードを含む。JDream検索結果の基となる原文献は含まれない）を、当該顧客にのみ1部に限り、印刷媒体または機械可読の形態のデータで提供することができる。この際、情報仲介者は顧客に情報を提供した日から4週間以内に、機械可読の形態のデータを削除しなければならない。また顧客に提供する印刷媒体にはジー・サーチの著作権表示を記載しなければならない（情報仲介者は、バックアップ用の複製物を1部保存することができる）。3. 情報仲介者がその顧客に前項のデータを提供した場合、情報仲介者はその顧客に下記の事項を遵守させなければならない。
(1)印刷媒体のデータは、そのデータを再度印刷または機械可読記録の方法によって複製編集してはならないこと。
(2)機械可読形態のデータは、当該データの印刷は1回限りとする。
(3)機械可読形態のデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない編集を行う以外は、さらに加工または改変し、再利用してはならないこと。
(4)機械可読形態のデータは、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならないこと。
(5)機械可読形態のデータを、情報解析プログラムにより情報解析を目的として利用する場合に限り、3台を上限として顧客の端末に保存することができる。
4. 前各号に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。5. 情報仲介者と顧客との間に発生した問題については、すべて情報仲介者の責任で解決することとし、ジー・サーチに一切の負担をかけないこと。6. ジー・サーチあるいはJDreamの信用を傷つけ、または利益を害する行為を行わないこと。

（原文サービス）
第16条 申込者および利用者はJDreamを通じ、電子媒体化された原文を購読、閲覧することができる。2. 電子媒体化された原文の利用にあたっては、出版社等のデータ提供元が定める利用規約を遵守しなければならない。

（変更の届出）
第17条 利用申込書に記載された事項について変更が生じたときは、申込者は、ジー・サーチに対し、すみやかに書面で当該変更を届け出なければならない。

（解 除）
第18条 ジー・サーチは、申込者または利用者が本約款に定める条項に違反した場合は、何等の通知、催告なくして、本契約を解除し当該申込者のパスワードまたはIPアドレス認証の登録を無効とすることができる。2. 申込者は、前項の約款違反により、本契約を解除された場合、ジー・サーチが被った損害について賠償の責を負うものとする。

第19条 本契約は、当事者の一方から、書面による30日以前の通告によりいつでも解除することができる。

第20条 申込者は、第18条または第19条の定めにより、本契約が解除となりJDream利用料に未払いがある場合は、即時その全額をジー・サーチに支払わなければならない。

（約款の変更・改定）
第21条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加し改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間をおいて、JDreamサービスページ内またはジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが、一定の予告期間をおいて周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、申込者またはいずれかの利用者が本サービスを受けた場合は、申込者は当該変更・改定を承認したものとみなす。

（管轄裁判所）
第22条 本契約に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

附則
1. この利用約款は2015年12月25日から改定実施します。

SDIサービス利用約款

株式会社ジー・サーチ（以下「ジー・サーチ」という）の提供するスタンダードSDIおよびリクエストSDI（以下「SDI」という）の利用は、下記の条項によるものとする。

－ 記 －

（契約の成立）
第1条 申込者がSDI利用約款（以下「本約款」という）の内容を承諾のうえ提出したSDIの利用申込をジー・サーチが受理することにより、契約（以下「本契約」という）が成立するものとする。

（提供データベース）
第2条 SDI提供データベースは、ジー・サーチが定め別途利用者に提供する「サービス料金表」に指定するファイルとし、指定ファイルの追加、削除または修正については、利用者への事前通知により行うことができる。

（提供媒体および参照期間）
第3条 SDIの提供は紙媒体および電子媒体（以下「電子SDI」という）とする。電子SDIの遡及参照期間は、当月を含み3か月とする。

（利用料金）
第4条 SDI利用料は、ジー・サーチが定め別途利用者に提供する「サービス料金表」に定める料金とし、その変更は、利用者への事前通知により行うことができる。なお、契約は年度契約を原則とし、年度途中からの契約、あるいは年度途中における解約を行った場合でもその理由の如何を問わず納められた料金の返金は行わない。

（利用者への事前通知）
第5条 第2条および第4条に定める利用者への事前通知は、遅くとも20日前までに通知すべく、ジー・サーチは最大限の努力をする。2. 変更後に利用者がSDIサービスを受けた場合は、当該変更を承認したものとみなす。

（利用料金の請求および支払）
第6条 ジー・サーチは、第4条に基づき、基本料金は契約時に、リクエストSDIのその他の利用料を暦月毎、利用者に請求する。2. ジー・サーチは、前項に定める利用料のほか、当該料金に法令所定の消費税率を乗じ、円位未満を切り捨てて得た金額をあわせて利用者に請求する。3. 利用者は、当該利用料および第2項に定める金額を、その請求書受領月の末日までにジー・サーチに支払わなければならない。

（障害に対する措置）
第7条 SDIが通信回線の障害その他ジー・サーチの責に帰することのできない事由による場合を除くシステム障害によって提供できない場合、ジー・サーチは、その回復に最善の措置を講ずる。ただし、上記障害に起因する利用者の損害については、ジー・サーチは一切の責を負わない。

（免 責）
第8条 ジー・サーチは、本約款の履行に伴い発生した、利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。
(1)利用者の得べかりし利益の損失またはその他の間接的ないし結果的損害
(2)利用者の故意または過失、あるいは不可抗力による損害
(3)ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、提供データベースの内容の瑕疵、その他SDI利用から生じた一切の損害
2. ジー・サーチが利用者に対し、損害賠償の責任を負う場合には、その理由の如何にかかわらず賠償限度額は、当該損害の原因となった月の直前の3か月分の利用料金合計額を超えないものとする。3. 利用者は、ジー・サーチが提供データベースの商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

（利用の制限）
第9条 SDIは、利用者自身あるいは利用者自身の雇用関係にある者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または第三者に利用させてはならない。2. 利用者は、SDI利用において、本約款に定める事項並びにジー・サーチが利用者にディスプレイスクリーン上への表示その他の方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守しなければならない。

第10条 電子SDIの利用は、端末機のディスプレイスクリーン上への表示またはプリンターによる印字に限るものとし、機械可読記録、その他方法による利用を行ってはならない。
2. 出力物を印刷または機械可読記録の方法によって複製・編集を行ってはならない。

（機械可読データの利用）
第11条 第10条の定めにかかわらず、以下のデータベースの電子SDIについては、機械可読の形態により保存することができる。
＊JSTPlusファイル ＊JMEDPlusファイル
2. 機械可読の形態で保存したデータは、保存場所（利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内でかつ、利用者の占有領域内とする）において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。当該保存データのプリント回数は1回限りとし、当該保存データまたは出力物を複製してはならない。3. 機械可読の形態で同時に保存できる文献数は、各データベース毎に50,000件を超えてはならない。4. 機械可読の形態で保存したデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しないかぎりにおいて、編集する目的のために利用することができる。5. 前各号によって保存したデータを、さらに加工または改変し、再利用してはならない。また、電子計算機による情報解析用データ、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならない。

（情報仲介者による利用）
第12条 情報仲介者とは、他の組織・団体等あるいは自らの雇用する者以外の個人（以下、まとめて「顧客」という）から依頼を受けた調査テーマに基づいて調査を代行し、顧客にSDIの結果を提供する業務を行う個人または組織・団体等をいう。2. 情報仲介者は、SDIの検索結果（機械可読の形態で提供された回答書を含む。SDIの基となる原文献は含まれない）を、当該顧客にのみ1部に限り、印刷媒体または機械可読形態のデータで提供することができる。この際、情報仲介者は顧客に情報を提供した日から4週間以内に、機械可読形態のデータを削除しなければならない。また、顧客に提供する印刷媒体にはジー・サーチの著作権表示を記載しなければならない。（情報仲介者はバックアップ用の複製物を1部保存することができる）3. 情報仲介者がその顧客に前項のデータを提供した場合、情報仲介者はその顧客に下記の事項を遵守させなければならない。
(1)印刷媒体のデータは、そのデータを再度印刷または機械可読記録の方法によって複製編集してはならないこと。
(2)機械可読形態のデータは、当該データの印刷は1回限りとする。
(3)機械可読形態のデータは、不要な回答を削除するなど、検索結果の本質を変更しない編集を行う以外は、さらに加工または改変し、再利用してはならないこと。
(4)機械可読形態のデータは、電子計算機による情報解析用データ、検索プログラム等によって必要なレコードのみを選択的に検索できるようなデータベースまたはデータベースの一部として利用してはならないこと。
4. 前各号に定める以外の利用については、別途契約により定めるものとする。5. 情報仲介者と顧客との間に発生した問題については、すべて情報仲介者の責任で解決することとし、ジー・サーチに一切の負担をかけないこと。6. ジー・サーチあるいはSDIの信用を傷つけ、または利益を害する行為を行わないこと。

（変更の届出）
第13条 SDI利用申込のときに届け出た事項について変更が生じたときは利用者は、ジー・サーチに対しすみやかに書面で当該変更を届け出なければならない。

（解 除）
第14条 ジー・サーチは、利用者が本約款に定める条項に違反した場合は、何等の通知、催告なくして、本契約を解除することができる。2. 利用者は、前項の契約違反により、本契約を解除された場合、ジー・サーチが被った損害について賠償の責を負うものとする。

第15条 本契約は、契約が成立してから翌年3月までの契約とし年度途中における解約は原則として認めない。電子SDIの契約を年度途中で解除した場合、既に配信済みのものを含めジー・サーチが提供するWeb画面上からの確認は不可とする。

第16条 利用者は、第14条または第15条の定めにより、本契約が解除となりSDI利用料金に未払いがある場合は、即時その全額をジー・サーチに支払わなければならない。

（損害賠償請求）
第17条 利用者が本約款に違反してSDIサービスまたは提供データを利用した場合には、その理由の如何に関わらずジー・サーチは当該サービス料金の20倍を請求するものとする。

（利用約款の変更・改定）
第18条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加し改定することができる。2. 前号による変更・改定は、一定の予告期間をおいて、ジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが一定の予告期間をおいて周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、利用者がSDIサービスを受けた場合は、当該変更・改定を承認したものとみなす。

第19条 本約款により許諾される範囲を超えて情報の保存、複製・再配布等を行う場合には別途定める「提供データの保存、複製・再配布に関する規程」に従うものとする。

（管轄裁判所）
第20条 本契約に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

附則
1. この利用約款は2013年4月1日から実施します。

科学技術文献速報サービス利用約款

株式会社ジー・サーチ（以下「ジー・サーチ」という）の提供する科学技術文献速報（以下「文献速報」という）の利用は、下記の条項によるものとする。

－ 記 －

（定 義）
第1条 以下の条文における「申込者」および「利用者」について定義する。2. 申込者とは文献速報利用申込書（以下「利用申込書」という）に記載の申込機関とする。3. 利用者とは、申込者が企業である場合にはその被雇用者またはこれに準ずる者（申込者から業務委託を受けて申込者の就業場所において業務を遂行する者および申込者の就業場所における派遣社員を含むがこれらに限られない）ならびに申込者が大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関である場合にはその被雇用者またはこれに準じる者（申込者から業務委託を受けて申込者の就業場所において業務を遂行する者および申込者の就業場所における派遣社員を含むがこれらに限られない）および学生とする。4. 前項の規定にかかわらず申込者が個人の場合の利用者は申込者本人とする。
（提供媒体および参照期間）

第2条 文献速報は、冊子体、Web（検索システム）、それに付随する年間版CD-ROM（PDF収録）で提供するものとする。Web（検索システム）をジー・サーチが提供するWeb上で遡及して、参照できる期間は、別途ジー・サーチが定める期間とする。

（利用の制限）
第3条 文献速報は、利用者自身あるいは利用者自身の雇用関係にある者の調査研究の目的にのみ利用できるものとし、営利およびその他の目的に利用し、または第三者に利用させてはならない。2. 利用者は、文献速報利用において、本約款に定める事項並びにジー・サーチが利用者に示す方法にて示す著作権者の指定する利用方法および利用上の制限を遵守しなければならない。3. 本条1項および2項の定めにかかわらず、公共図書館等においては図書館業務として来館者の閲覧に供することができる。4. 利用者は利用申込書に記載した場所およびジー・サーチが書面により承認した場所以外の場所で文献速報を使用してはならない。

第4条 文献速報Web（検索システム）、それに付随する年間版CD-ROM（PDF収録）の利用は、端末機のディスプレイスクリーン上への表示またはプリンターによる印字に限るものとし、ジー・サーチが提供する形態、検索方法も含む利用方法等にいかなる変更も行ってはならない。2. 出力物を印刷または機械可読記録の方法によって複製・編集を行ってはならない。

第5条 文献速報冊子体のデータを複製してはならない。

（パスワード発行）
第6条 ジー・サーチは申込者に対してログインIDとパスワードの発行を行う。2. 申込者は受領したパスワードを変更したい場合はジー・サーチに書面にて変更を届け出なければならない。3. 本約款に基づいて送付されたログインIDとパスワードを使用する申込者はこれを厳重に保管・管理し、いかなる理由をもってしても利用者以外に、これを漏洩してはならない。

（機械可読データの利用）
第7条 文献速報のWeb（検索システム）のデータを機械可読の形態で保存する場合、保存場所（利用者が当該データを機械可読の形態で保存した建物内でかつ、利用者の占有領域内とする）において利用するものとし、保存場所の外部に持ち出し、または保存場所の外部の端末機からアクセスしてはならない。

（データのネットワーク利用）
第8条 文献速報のWeb版（Web検索システム）を購入した利用者は搭載データを別途ネットワーク利用することはできないものとする。2. 年間CD-ROM版（PDF収録）については、ネットワーク利用できないものとする。

（障害に対する措置）
第9条 文献速報のWeb（検索システム）が通信回線の障害その他ジー・サーチの責に帰することのできない事由による場合を除くシステム障害によって提供できない場合、ジー・サーチは、その回復に最善の措置を講ずる。ただし、上記障害に起因する利用者の損害については、ジー・サーチは一切の責を負わない。

（免 責）
第10条 ジー・サーチは、本契約の履行に伴い発生した、申込者または利用者の次の各号に定める損害に対し、一切の責を負わないものとする。
(1) 申込者、利用者の得べかりし利益の損失またはその他の間接的ないし結果的損害
(2) 申込者、利用者の故意または過失、あるいは不可抗力による損害
(3) ジー・サーチの故意または重大な過失に起因する場合を除き、文献速報の内容の瑕疵、その他文献速報の利用から生じた一切の損害
2. 申込者および利用者は、ジー・サーチが文献速報の商品としての適合性または特定の使用目的への適合性について明示的にも黙示的にも何らの保証もしていないことを了解する。

（変更の届出）
第11条 文献速報利用申込のときに届け出た事項について変更が生じたときは申込者はジー・サーチに対し、すみやかに書面で当該変更を届け出なければならない。

（契約の解除）
第12条 ジー・サーチは、利用者が本約款に定める条項に違反した場合は、何等の通知、催告なくして、本契約を解除することができる。2. 申込者は、前項の契約違反により、本契約を解除された場合、ジー・サーチが被った損害について賠償の責を負うものとする。

第13条 本契約は、契約が成立してから翌年3月までの契約とし年度途中における解約は原則として認めない。文献速報のWeb版（Web検索システム）の契約を年度途中で解除した場合、既に配信済みのものを含めジー・サーチが提供するWeb画面上からの確認は不可とする。

第14条 申込者は、第11条または第12条の定めにより、本契約が解除となり文献速報利用料金に未払いがある場合は、即時その全額をジー・サーチに支払わなければならない。

（契約の発効）
第15条 本契約は、文献速報利用申込と同時に発効する。

（損害賠償請求）
第16条 申込者及び利用者が本約款に違反して提供データの複製又は第三者に対する複製を行った場合、ジー・サーチは申込者に対し、損害賠償として、当該文献速報の販売価格に複製枚数または第三者に対する提供回数に乗じて得た額の20倍に相当する金額を請求できるものとする。

（利用約款の変更・改定）
第17条 ジー・サーチは、必要があると判断した場合には、本約款を変更し、または新たな条項を追加し改定することができる。2. 前項による変更・改定は、一定の予告期間をおいて、ジー・サーチホームページ内への掲示、その他ジー・サーチの定める方法によって周知する。3. ジー・サーチが、一定の予告期間をおいて周知の方法を取った上で本約款を変更・改定した後に、申込者又は利用者が文献速報のサービスを受けた場合は当該、変更・改定を承認したものとみなす。

第18条 本約款により許諾される範囲を超えて情報の保存、複製・再配布等を行う場合には別途定める「提供データの保存、複製・再配布に関する規程」に従うものとする。

（管轄裁判所）
第19条 本契約に関して争いが生じたときには、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

附則
1. この利用約款は2013年4月1日から実施します。

提供データの保存、複製・再配布に関する規程

－ 記 －

（目 的）
第1条 科学技術文献速報の提供データおよびSDI、JDream（以下「JDream等」という）の紙媒体および機械可読形式の出力データ（機械可読の形態で提供されたユーザSDI検索結果、検索結果のダウンロードを含む。JDream等検索結果の基となる原文献は含まない）を保存、複製・再配布またはネットワーク利用する場合には次の条件に従うものとする。この条件はJDream等に関する約款等により規定される制限を超えて、JDream等から得られたデータを利用する方法および制限について規定するものである。

（用 語）
第2条 株式会社ジー・サーチ（以下「ジー・サーチ」という）が提供するデータをジー・サーチから直接受けたものを「情報利用者」という。 2. 情報利用者が所属する部署および知的財産部門や情報部門が分社化し、分社化後も本社、関係部署、研究所等に情報提供を行うことが該当部門の業務である機関を「契約機関」という。
3. JDreamの検索ログを含むダウンロードデータ、科学技術文献速報のWeb（検索システム）データ、E-Mailで提供するSDIデータ等を「機械可読形式データ」という。 4. 情報利用者がJDream等から得たデータを複製し、自ら使用するまたは他へ譲渡すること、または他から譲渡されたJDream等の記事情報を、更に複製し、自ら使用するまたは他へ譲渡することを「複製・再配布」という。 5. ジー・サーチのサーバからの利用ではなく情報利用者が自らのサーバ上に機械可読形式データをダウロードしネットワーク上で共有することを「ネットワーク利用」という。

（データの保存）
第3条 情報利用者は紙媒体で提供されたデータを契約機関内に無期限に保存することができる。2. 機械可読形式で保存したデータの再利用については、機械可読形式データを保存した情報利用者のみの利用に限定する。機械可読形式データを保存した情報利用者を含む複数の者がネットワークを介して機械可読形式データを利用する場合は、別途定める第6条「データのネットワーク利用」を適用する。 3. 紙媒体、機械可読形式を問わずデータの保存に関する許諾は、当該データのその後の複製・再配布の権利およびネットワーク利用の権利を含まない。

第4条 紙媒体または機械可読形式で保存されたデータを契約機関以外の利用者へ再配布することは禁止する。

（データの複製・再配布）
第5条 紙媒体で提供されたデータの複製・再配布を行うためには複製・再配布のための権利を購入しなければならない。 2. 機械可読形式で提供されたデータを機械可読形式により複製・再配布する場合または提供されたデータを閲覧するためのURLおよびパスワード等を情報利用者以外の者に送付する場合には、複製・再配布のための権利を購入しなければならない。 3. 機械可読形式で提供され保存されているデータを1部を超えて紙に出力し、かつ複製・再配布をする場合には複製・再配布のための権利を購入しなければならない。

（データのネットワーク利用）
第6条 1. 科学技術文献速報Web版（Web検索システム）を購入した利用者は、搭載データを別途ネットワーク利用することができないものとする。2. 年間CD-ROM版（PDF収録）は、ネットワーク利用できないものとする。 3. JDreamの回答表示、ユーザSDI、スタンダードSDIおよびリクエストSDIの各データに関しネットワーク利用を行うためにはネットワーク利用の権利を購入しなければならない。 4. ネットワーク利用者は一人1部に限りデータを出力する事ができる。 5. ネットワーク利用とはインハウスデータベース化、社内システムによるSDIサービス等のネットワークサービスを含む。これらのサービスは契約機関に属さない者に利用させてはならない。

（各権利の範囲）
第7条 本規程で規定する権利（データの保存の権利、データの複製・再配布の権利、データのネットワーク利用の権利）はそれぞれ独立した権利であり、ひとつの権利は他を補完できない。

（価 格）
第8条 第5条、第6条に定める各権利を購入するための価格はジー・サーチが別途利用者に提供する「サービス料金表」に定める。

（例外措置）
第9条 第3条から第6条の規定にかかわらずJDream等から得たデータを政府等への報告書等に記載することができる。ただし、当該報告書等が法律または行政により要請される場合に限る。

（損害賠償請求）
第10条 利用者が本規程に違反してデータ等を使用した場合には、サービスごとの約款等に基づく損害賠償額を支払うものとする。

以 上

附則
1. この利用約款は2013年4月1日から実施します。

G-Search会員規約

第1章　総則

第1条（会員規約の適用）
株式会社ジー・サーチ（以下「当社」という）は、この会員規約に基づきG-Searchデータベースサービス（以下「G-Searchサービス」という）を提供します。
2. 会員は、G-Searchデータベースサービス会員規約に従い、G-Searchサービスを利用するものとします。

第2条（会員規約の変更）
当社は、会員の承諾を得ることなく、この会員規約を変更することがあります。この場合には、G-Searchサービス料金その他の販売条件などは、変更後のG-Searchデータベースサービス会員規約によるものとします。
2. 前項における会員規約の変更は、オンラインまたは当社が別途定める方法で、随時会員に通知します。

第3条（用語の定義）
この会員規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
（1）G-Searchサービス
当社が提供する別表記載のサービス
（2）会員
当社に対して会員登録の申し込みを行い、当社が承諾した者および会員登録の承諾を受けた者が、別途定める手続きで利用者登録を行った者
（3）個人情報会員に関する情報であって、当該情報に含まれる個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）

第2章　会員

第4条（会員登録）
G-Searchサービスの入会希望者は、当社が定める手続きに従って会員登録の申し込みを行うものとします。
2. 会員登録手続きは、前項の申し込みに対する当社の承諾をもって完了するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は会員登録申し込みを承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行うことがあります。
（1）会員登録の申し込みの際、申込者が虚偽の事実を申告したとき
（2）会員登録の申し込みの際、申告事項に誤記または記入漏れがあったとき
（3）申込者がG-Searchサービスの利用料金等の支払いを怠るおそれがあると当社が判断したとき
（4）申込者が規約違反等でG-Searchサービスの利用停止処分中または過去に強制退会処分を受けていたことが判明したとき
（5）会員登録の申し込みの際、料金の支払方法として指定したクレジットカードが、クレジットカード会社よりクレジット利用契約の解除、脱会、その他の理由により利用を認められていないとき
（6）会員登録の申し込みの際、料金の支払い方法として指定したクレジットカードの名義人と申込者が異なっていたとき
（7）申込者が未成年の方で、会員登録の申し込みの際、親権者の同意を得ていないとき、または親権者の同意を得ていないことが判明したとき
（8）その他、当社が会員として不適当であると判明したとき
3. 会員は、会員登録の申し込みの際記入した申込書に記載されているG-Searchサービスを利用できるものとします。入会後に、利用するサービスを変更する場合には、当社が別途定める手続きに従うものとします。

第5条（権利譲渡の禁止）
会員は、G-Searchサービスを利用する権利を第三者に譲渡しないものとします。

第6条（会員の地位の承諾等）
相続または法人の合併により会員の地位の承継があったときは、地位を承継した者は、承継した日から1か月以内に当社所定のフォーマットにて当社に通知するものとし、当社は当該通知に従って登録内容を変更するものとします。
2. 当社は会員について次の変更があったときは、その会員またはその会員の業務の同一性および継続性が認められる場合に限り、前項の会員の地位の継承があったものとみなして前項の規定を適用します。
（1）会員である法人の営業の分割による新たな法人への変更
（2）会員である法人の営業の譲渡による別法人への変更
（3）会員である法人格を有しない社団または財団の代表者の変更
（4）その他上記各号に類する変更

第7条（会員の氏名等の変更）
会員は、その氏名、名称、住所、所在地、クレジットカードの番号、クレジットカードの有効期限について変更があったときは、すみやかに当社所定のフォーマットにて当社に通知するものとします。
2. 会員は、前項に定める場合を除き、登録内容を変更しようとするときは、変更予定日の1か月前までに当社所定のフォーマットにて変更事項、変更予定日等を当社に通知するものとします。
3. 前各項において、通知があった場合は、当社は、当該通知に従って登録内容を変更するものとします。
4. 変更の届出がなかったことで、会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第3章　会員の義務

第8条（会員設備等の設置）
会員は、G-Searchサービスを利用するにあたって、自らの費用で、コンピュータその他の機器およびソフトウェア（以下「会員設備等」という）を設置するものとします。

第9条（会員設備等の維持責任）
会員は、G-Searchサービスの利用に支障をきたさないよう、会員設備等を正常に稼働させるよう維持するものとします。

第10条（IDおよびパスワードの管理責任）
会員は、当社より付与されたIDおよびパスワードを責任を持って管理、使用するものとし、当社に損害を生じさせないものとします。
2. 会員は、G-Searchサービスを利用するために当社より付与されたIDおよびパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質入れ等をしないものとします。
3. IDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第11条（利用範囲）
会員は、自ら使用する目的の範囲内でのみG-Searchサービスを利用することができるものとします。なお、自ら使用するとは、会員が個人の場合は、会員自身のための使用をいい、法人の場合は、同一法人の同一事業所内での使用を指すものとします。
2. 前項におけるG-Searchサービスで検索結果のデータに関する会員の使用範囲は、ダウンロードの許可されているものを除き、会員設備等のディスプレイ上の表示またはプリンタによる印字に限られるものとします。ダウンロードの許可されているデータベースについては、磁気媒体による保存ができるものとします。なお、ダウンロードの許可されているデータベースについては、G-Searchサービスのオンラインまたは別途当社が定める方法でお知らせします。
3. 第1項におけるG-Searchサービスで検索したデータ等につき、会員は、複製ならびにFAXあるいはE-mailによる配信等はできないものとします。また、G-Searchサービスを第三者に利用させたり、アウトプットの全部または一部を第三者に公表または、利用させることはできないものとします。
4. 会員は、G-Searchサービスのうち、データベース毎に定められている使用条件等がある場合には、それに従うものとします。

第4章　料金等

第12条（料金）
G-Searchサービス料金は、別表のとおりとします。そのうち、「年会費」は、毎年当社指定の期日に会員が当社に支払う料金とし、「月間基本料金」、「月間最低料金（ミニマムチャージ）」、「月間固定料金」は、会員が月毎にG-Searchサービスの利用の有無にかかわらず支払う料金とし、「従量料金」は、会員が利用月毎にG-Searchサービスを利用した量に応じて算出される料金とします。

第13条（消費税等相当額の算定）
消費税および地方消費税（以下総称して「消費税等」という）相当額は、前条に基づくG-Searchサービス料金それぞれに対して算定されるものとします。
2. 消費税等相当額の算定に関して、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとします。
3. 消費税等相当額算定の際の税率は、当該算定時に法律上有効な税率とします。

第14条（料金の支払方法）
会員は、第12条に定めるG-Searchサービス料金を会員登録時に会員が選択する次のいずれかの方法により当社に支払うものとします。
（1）当社指定の金融機関に振り込む方法（法人会員に限ります）
（2）当社が承諾するクレジットカード会社が発行するクレジットカードにより、当該クレジット会社の規約に基づいて支払う方法（原則としてクレジット会員に限ります）　但し、この場合カードの名義人と申込者が同一であることを条件とします。
（3）金融機関の預金口座振替による方法（原則として法人会員に限ります）但し、この場合預金口座の名義人と会員登録上の名義が同一であることを条件とします。
2. G-Searchサービス料金の支払時期は、別表記載の通りとします。
3. 当社は、会員より支払われた料金については理由の如何に拘わらず返還しないものとします。

第15条（遅延利息）
会員は、G-Searchサービス料金その他の債務（遅延利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6％の割合で算出した額を、遅延利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第5章　責任

第16条（損害賠償）
会員が本契約に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合には、当社は当該会員に対して当社の被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第17条（免責）
当社はG-Searchサービスの提供する情報もしくは物品について、その完全性、正確性、適用性、有用性などいかなる保証も行いません。
2. G-Searchサービスの中断、G-Searchサービス中の事故、G-Searchサービスに基づき検索したデータの誤り等によって、直接または間接的に生じた会員またはそれ以外の第三者の損害については、当社は、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わないものとします。当社に対する情報提供者や当社の代理店等も同様とします。

第18条（個人情報）
当社は、個人情報を、当社の基本姿勢とその取り扱い基準を明確化した「個人情報保護ポリシー」に基づき管理するものとします。
2. 当社は、個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
（1）G-Searchサービスを提供すること。
（2）G-Searchサービスのサービスレベル維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。
（3）個々の会員に有益と思われる当社のサービス（G-Searchサービスに限りません。）又は提携先の商品、サービス等の情報を、会員がアクセスした当社のWebページその他会員の端末装置上に表示し、もしくはメール、郵便等により送付し、又は電話すること。なお、会員は、当社が別途定める方法で届け出ることにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
（4）会員から個人情報の取扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、又は電話すること。
（5）会員の解約日より1年間を限度として、前四号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
3. 当社は本条2項の利用目的の実施に必要な範囲内で、個人情報の取扱いに関して当社が選定した協力会社へ委託することがあります。委託先との間には秘密保持契約等を締結し個人情報が適切に取扱われるよう管理いたします。
4. 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること（画面上それらを明示し、会員が拒絶する機会を設けることを含みます）を行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。
5. 本条第4項にかかわらず、会員によるG-Searchサービス又は提携サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は提携先等に個人情報を開示、提供することがあります。
6. 本条第4項にかかわらず、当社は、以下の各号により個人情報を開示、提供することがあります。
（1）刑事訴訟法など、法令に基づき必要な範囲で開示、提供することがあります。
（2）生命、身体又は財産の保護のために必要があると当社が判断した場合には、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することがあります。
7. 当社は、個人情報の委託、開示、提供にあたっては、機密が保たれた経路を試用した伝送、暗号化を用いた通信、暗号化を施した記録媒体類の使用、配達記録を用いた運送などにより、不正アクセス、紛失、改ざん、漏洩等の危険防止のため、適切かつ合理的な保護措置を実施するよう努めます。
8. 個人情報に関して、開示のご請求や、開示の結果、内容が事実ではないと判明し、訂正、追加、削除が必要になった場合や、個人情報の利用の停止、消去または第三者への提供の停止が必要になった場合は、別途オンライン上に掲示する連絡先までご連絡下さい。
9. 個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけなかった項目の内容次第では、G-Searchサービスを利用することができない場合がございます。
10. 当社は、会員の個人情報、G-Searchサービスを利用する上で当社が取得可能なアクセスログや経路情報など各種情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます）を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を第三者に提供することがあります。

第6章　利用停止および退会

第19条（退会）
会員は、G-Searchサービスを退会しようとするときは、退会日等当社の指定する事項を退会日の1か月前までに当社所定のフォーマットにて当社に通知することにより、いつでも退会できるものとします。

第20条（利用の停止）
当社は、会員が本規約の何れかに違反したとき、会員に対し当社が任意に定める期間、G-Searchサービスの利用を停止することができます。

第21条（強制退会）
当社は、前条の規定によりG-Searchサービスの利用を停止された会員が前条の期間中にその事由を解消しない場合は、その会員を退会させることができます。
2. 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合は、前条および前項の規定にかかわらず利用停止の措置を経由しないで退会させることができます。
（1）当社に対して虚偽の事実を申告したとき
（2）G-Searchサービス料金等について、その支払いを遅延したとき
（3）当社が承認したクレジットカード会社の発行する会員保有のクレジットカードが、クレジットカード会社より利用契約の解除、脱会、その他の理由により利用が認められなくなったとき
（4）第10条または第11条の規定に違反したとき
（5）G-Searchサービスを違法な目的、または公序良俗に反する目的に利用したとき
（6）G-Searchサービスの運営を妨げたとき
（7）自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手を不渡りとしたとき、または支払いを停止しもしくは支払不能となったとき
（8）差押え、競売、破産、民事再生、会社整理、会社更正、特別精算の申し立てがなされたとき、または合併によらず解散したとき
（9）その他、当社が会員として不適当であると判断したとき

第22条（退会後の会員の義務）
会員が退会した場合においても、すでに会員に生じた金銭債務、および、第10条、第11条に定める義務は消滅しないものとします。

第7章　管轄裁判所
第23条（合意管轄）
本規約に基づきまたは関連して生じる一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
付則）この会員規約は、平成22年4月１日から改訂実施します。

《別表》
A. G-Searchサービスの内容
会員が利用申込書により申し込んだ商用データベースに関する以下のサービスをいいます。ただし、データベースによっては提供されないサービスもあります。
（1）オンライン検索サービス
インターネットを利用して、会員設備等を操作することにより、データベースの指定、検索方法、検索条件、検索結果の出力等を指示すると、その指示に従ってデータベースの検索、検索システムによる当該データの抽出を行い、検索結果の回答、およびデータの内容などを会員設備等に送信するサービス。
（2）オプションサービス
G-Searchサービスには月間基本料金・月間最低利用料金（ミニマムチャージ）・月間固定料金が発生するサービス、またはサービスの利用に前提条件があるサービス（これらをオプションサービスと呼びます）があります。オプションサービスの利用には別途申込手続きが必要です。
B. G-Searchサービスの時間
本サービスのサービス時間は24時間を原則とし、データベース毎に異なる場合はオンライン上での表示または印刷物など当社が提供する手段を通じて随時会員に通知します。ただし、コンピュータまたは回線の障害その他やむを得ない事情により、サービス時間を短縮、または提供が不可能もしくは中断となる場合があります。
C. G-Searchサービスの料金
1. 月間基本料金、月間最低料金（ミニマムチャージ）、月間固定料金
G-Searchのオンライン上での表示または印刷物など当社が提供する手段を通じて随時会員に通知します。
2. 従量料金
G-Searchのオンライン上での表示または印刷物など当社が提供する手段を通じて随時会員に通知します。
3. 支払時期
（1）当社指定の金融機関への振り込みの場合
毎月発生したG-Searchサービス料金を、毎月末日を締め日として、原則として翌月末日（金融機関休業日の場合は前営業日）までに振り込むものとします。但し、本規定と異なる支払い期日が請求書に記載されている場合は、その期日までに振り込むものとします。
（2）クレジットカードによる支払いの場合
毎月発生したG-Searchサービス料金を、毎月末日を締め日とし、当該クレジットカード発行会社が定める規約に従い支払うものとします。
（3）金融機関の預金口座振替の場合
毎月発生したG-Searchサービス料金を、毎月末日を締め日とし、翌々月1日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に振り替えるものとします。

― 以上―

RightFindサービス会員規約

第1章　総則

第1条（会員規約の適用）
株式会社ジー・サーチ（以下「当社」という）は、この会員規約に基づき日本国内においてRightFindサービスを提供します。
2. 会員は、RightFindサービス会員規約に従い、RightFindサービスを利用するものとします。

第2条（会員規約の変更）
当社は、会員の承諾を得ることなく、この会員規約を変更することがあります。
この場合には、RightFindサービス料金その他の販売条件などは、変更後のRightFindサービス会員規約によるものとします。
2. 前項における会員規約の変更は、オンラインまたは当社が別途定める方法で、随時会員に通知します。

第3条（用語の定義）
この会員規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
（1）RightFindサービス
当社が提供する別表記載のサービス
（2）会員
当社に対して会員登録の申し込みを行い、当社および米国CCCが承諾した者および会員登録の承諾を受けた者が、別途定める手続きで利用者登録を行った者
（3）個人情報
会員に関する情報であって、当該情報に含まれる個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）

第2章　会員

第4条（会員登録）
RightFindサービスの入会希望者は、当社が定める手続きに従って会員登録の申し込みを行うものとします。
2. 会員登録手続きは、前項の申し込みに対する当社および米国CCCの承諾をもって完了するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は会員登録申し込みを承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行うことがあります。
（1）会員登録の申し込みの際、申込者が虚偽の事実を申告したとき
（2）会員登録の申し込みの際、申告事項に誤記または記入漏れがあったとき
（3）申込者がRightFindサービスの利用料金等の支払いを怠るおそれがあると当社が判断したとき
（4）申込者が規約違反等でRightFindサービスの利用停止処分中または過去に強制退会処分を受けていたことが判明したとき
（5）申込者が未成年の方で、会員登録の申し込みの際、親権者の同意を得ていないとき、または親権者の同意を得ていないことが判明したとき
（6）その他、当社が会員として不適当であると判明したとき
3. 会員は、会員登録の申し込みの際記入した申込書に記載されているRightFindサービスを利用できるものとします。
入会後に、利用するサービスを変更する場合には、当社が別途定める手続きに従うものとします。

第5条（権利譲渡の禁止）
会員は、RightFindサービスを利用する権利を第三者に譲渡しないものとします。

第6条（会員の地位の承諾等）
相続または法人の合併により会員の地位の承継があったときは、地位を承継した者は承継した日から1か月以内に当社所定のフォーマットにて当社に通知するものとし、当社は当該通知に従って登録内容を変更するものとします。
2. 当社は会員について次の変更があったときは、その会員またはその会員の業務の同一性および継続性が認められる場合に限り、前項の会員の地位の継承があったものとみなして前項の規定を適用します。
（1）会員である法人の営業の分割による新たな法人への変更
（2）会員である法人の営業の譲渡による別法人への変更
（3）会員である法人格を有しない社団または財団の代表者の変更
（4）その他上記各号に類する変更

第7条（会員の氏名等の変更）
会員は、その氏名、名称、住所、所在地について変更があったときは、すみやかに当社所定のフォーマットにて当社に通知するものとします。
2. 会員は、前項に定める場合を除き、登録内容を変更しようとするときは、変更予定日の1か月前までに当社所定のフォーマットにて変更事項、変更予定日等を当社に通知するものとします。
3. 前各項において、通知があった場合は、当社は、当該通知に従って登録内容を変更するものとします。
4. 変更の届出がなかったことで、会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第3章　会員の義務

第8条（会員設備等の設置）
会員は、RightFindサービスを利用するにあたって、自らの費用で、コンピュータその他の機器およびソフトウェア（以下「会員設備等」という）を設置するものとします。

第9条（会員設備等の維持責任）
会員は、RightFindサービスの利用に支障をきたさないよう、会員設備等を正常に稼働させるよう維持するものとします。

第10条（IDおよびパスワードの管理責任）
会員は、IDおよびパスワードを責任を持って管理、使用するものとし、当社に損害を生じさせないものとします。
2. 会員は、RightFindサービスを利用するためにIDおよびパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質入れ等をしないものとします。
3. IDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は、会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第11条（利用範囲）
会員は、自ら使用する目的の範囲内でのみRightFindサービスを利用することができるものとします。
2. 第1項におけるRightFindサービスで入手した電子ファイルは、複製はできないものとします。また、RightFindサービスを第三者に利用させたり、入手した電子ファイルの全部または一部を第三者に公表させることはできないものとします。
3. 会員は、RightFindサービスのうち、文献ごとに定められている使用条件等がある場合には、それに従うものとします。

第4章　料金等

第12条（料金）
RightFindサービス料金は、別表のとおりとします。

第13条（消費税等相当額の算定）
消費税および地方消費税（以下総称して「消費税等」という）相当額は、前条に基づくRightFindサービス料金それぞれに対して算定されるものとします。
2. 消費税等相当額の算定に関して、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとします。
3. 消費税等相当額算定の際の税率は、当該算定時に法律上有効な税率とします。

第14条（料金の支払方法）
会員は、第12条に定めるRightFindサービス料金を当社指定の金融機関に振り込む方法により当社に支払うものとします。
2. RightFindサービス料金の支払時期は、別表記載の通りとします。
3. 当社は、会員より支払われた料金については理由の如何に拘わらず返還しないものとします。

第15条（遅延利息）
会員は、RightFindサービス料金その他の債務（遅延利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6％の割合で算出した額を、遅延利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第5章　責任

第16条（損害賠償）
会員が本契約に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合には、当社は当該会員に対して当社の被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第17条（免責）
当社はRightFindサービスの提供する情報もしくは物品について、その完全性、正確性、適用性、有用性などいかなる保証も行いません。
2. RightFindサービスの中断、RightFindサービス中の事故、RightFindサービスに基づき検索したデータの誤り等によって、直接または間接的に生じた会員またはそれ以外の第三者の損害については、当社は、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わないものとします。当社に対する情報提供者や当社の代理店等も同様とします。

第18条（個人情報）
当社は、個人情報を、当社の基本姿勢とその取り扱い基準を明確化した「個人情報保護ポリシー」に基づき管理するものとします。
2. 当社は、個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
（1）RightFindサービスを提供すること。
（2）RightFindサービスのサービスレベル維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。
（3）個々の会員に有益と思われる当社のサービス（RightFindサービスに限りません。）又は提携先の商品、サービス等の情報を、会員がアクセスした当社のWebページその他会員の端末装置上に表示し、もしくはメール、郵便等により送付し、又は電話すること。なお、会員は、当社が別途定める方法で届け出ることにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
（4）会員から個人情報の取扱いに関する同意を求めるために、電子メール、郵便等を送付し、又は電話すること。
（5）会員の解約日より1年間を限度として、前四号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
3. 当社は本条2項の利用目的の実施に必要な範囲内で、個人情報の取り扱いに関して当社が選定した協力会社へ委託することがあります。委託先との間には秘密保持契約等を締結し個人情報が適切に取扱われるよう管理いたします。
4. 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること（画面それらを明示し、会員が拒絶する機会を設けることを含みます）を行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。
5. 本条第4項にかかわらず、会員によるRightFindサービス又は提携サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は提携先等に個人情報を開示、提供することがあります。
6. 本条第4項にかかわらず、当社は、以下の各号により個人情報を開示、提供することがあります。
（1）刑事訴訟法など、法令に基づき必要な範囲で開示、提供することがあります。
（2）生命、身体又は財産の保護のために必要があると当社が判断した場合には、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することがあります。
7. 当社は、個人情報の委託、開示、提供にあたっては、機密が保たれた経路を使用した伝送、暗号化を用いた通信、暗号化を施した記録媒体類の使用、配達記録を用いた運送などにより、不正アクセス、紛失、改ざん、漏洩等の危険防止のため、適切かつ合理的な保護措置を実施するよう努めます。
8. 個人情報に関して、開示のご請求や、開示の結果、内容が事実ではないと判明し、訂正、追加、削除が必要になった場合や、個人情報の利用の停止、消去または第三者への提供の停止が必要になった場合は、別途オンライン上に掲示する連絡先までご連絡下さい。
9. 個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけなかった項目の内容次第では、RightFindサービスを利用することができない場合がございます。
10. 当社は、会員の個人情報、RightFindサービスを利用する上で当社が取得可能なアクセスログや経路情報など各種情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます）を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を第三者に提供することがあります。

第6章　利用停止および退会

第19条（退会）
会員は、RightFindサービスを退会しようとするときは、退会日等当社の指定する事項を退会日の1か月前までに当社所定のフォーマットにて当社に通知することにより、いつでも退会できるものとします。

第20条（利用の停止）
当社は、会員が本規約の何れかに違反したとき、会員に対し当社が任意に定める期間、RightFindサービスの利用を停止することができます。

第21条（強制退会）
当社は、前条の規定によりRightFindサービスの利用を停止された会員が前条の期間中にその事由を解消しない場合は、その会員を退会させることができます。
2. 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合は、前条および前項の規定にかかわらず利用停止の措置を経由しないで退会させることができます。
（1）当社に対して虚偽の事実を申告したとき
（2）RightFindサービス料金等について、その支払いを遅延したとき
（3）第10条または第11条の規定に違反したとき
（4）RightFindサービスを違法な目的、または公序良俗に反する目的に利用したとき
（5）RightFindサービスの運営を妨げたとき
（6）自ら振り出しまたは引き受けた手形もしくは小切手を不渡りとしたとき、または支払いを停止しもしくは支払不能となったとき
（7）差押え、競売、破産、民事再生、会社整理、会社更正、特別精算の申し立てがなされたとき、または合併によらず解散したとき
（8）その他、当社が会員として不適当であると判断したとき

第22条（退会後の会員の義務）
会員が退会した場合においても、すでに会員に生じた金銭債務、および、第10条、第11条に定める義務は消滅しないものとします。

第7章　管轄裁判所

第23条（合意管轄）
本規約に基づきまたは関連して生じる一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則）この会員規約は、平成25年1月28日から実施します。

《別表》
A. RightFindサービスの内容
会員が利用申込書により申し込んだオンライン文献複写に関する以下のサービスをいいます。
インターネットを利用して、利用者自身がデータベース検索または文献の書誌情報を指定することで、目的の文献を特定し注文することにより、電子メールにて文献の電子ファイルを納品するサービス。
B. RightFindサービスの時間
（1）サービス時間
本サービスのサービス提供時間は24時間を原則とします。
（2）メンテナンス時間
米国東部標準時の土曜 12:00～20:00（日本時間 日曜2:00～10:00）および日曜の20:00～24:00（日本時間 月曜10:00～14:00）はシステムメンテナンスにより、サービス提供が中断される場合があります。
C. RightFindサービスの料金
1. サービス料金: $12
2. 著作権料金: 文献により異なります。
3. オプション料金: リファレンス調査（ベーシック;$2.5、アドバンス$25）、外部機関への手配（手配内容により異なります）等。
4. 請求金額: 当社からの請求の際に手数料20％（2. 著作権料金は対象外）を追加し、米国CCCが毎月発行する利用明細書（ドル建て）に基づいて、利用当月の米ドル平均為替レートにより円価に換算し算出します。
5. 支払時期
（1）当社指定の金融機関への振り込みの場合
毎月発生したRightFindサービス料金を、毎月末日を締め日として、原則として使用月の翌々月末日（金融機関休業日の場合は前営業日）までに当社指定の金融機関に振り込むものとします。但し、本規定と異なる支払い期日が請求書に記載されている場合は、その期日までに振り込むものとします。

－以上－